

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：大阪府立狭山池博物館 空調用インバータ装置改修工事

1. 随意契約理由

本工事は、狭山池博物館に設置している堤体・貴重展示物などの保存を目的とした空調設備用のインバータ装置の改修工事であり、インバータ盤内部のインバータ装置の改修及び改修後の試験調整を行うものである。

今回対象であるインバータ装置は、アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社（旧株式会社山武）が設計・製作を行った各空調機用のインバータ盤内に取り付けられており、改修後の試験調整も含めた工事を適正に実施できるのは、インバータ盤を設計・製作したアズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社以外にはいない。

このため同社から見積を徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。

2. 比較見積省略理由

上記1. 随意契約理由のとおり特定の者でなければ履行できないことから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積書の徴取を省略する。